

Weekly Report

第 754 号

令和6年7月8日

定額減税しきれない場合の調整給付Q&A

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税に対して定額減税が実施されていますが、減税しきれないと見込まれる方には調整給付が支給されます。

◆ Q & A

Q. 調整給付とは？

A. 定額減税額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額を基に算定）又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方を対象に、定額減税で引ききれないと見込まれる額を支給します（当初給付）。また、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、当初給付に不足額が生じた場合は令和7年以降に追加支給されます。

Q. 調整給付はいつ、どこから支給される？

A. 個人住民税を課税している自治体が給付額を算定の上、基本的に本年夏以降、支給が実施されます。対象者には自治体から調整給付に関する案内が届きますので、申請の手続きを行います（自治体によって案内の送付時期や手続きが異なります）。なお、調整給付に関して企業が行う手続きはありません。

Q. 調整給付額（当初給付）はいくらになる？

A. 給付額は、所得税の控除不足額と個人住民税の控除不足額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げた額となります。例えば、控除不足額が1万円超2万円以下の場合、給付額は2万円です。

Q. 扶養親族の数に変更があった場合は？

A. 令和6年中に扶養親族が増えたことで調整給付額に不足がある場合は、令和7年以降に不足額が支給されます。なお、令和6年度分個人住民税に係る扶養親族の判定時期は令和5年末の現況によるため、個人住民税の定額減税額に変動はありません。

フリマアプリ等で仕入を行った場合

古物商以外の事業者がフリマアプリ等を通じてインボイス発行事業者ではない事業者や消費者から仕入れを行った場合（古物営業に該当しないものに限る）、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受けることが可能です。

この場合は、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等（電磁的記録を含む）と、経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要となります、仕入先の氏名又は名称は「フリマアプリ等の名称及び当該フリマアプリ等におけるアカウント名」として差し支えないとしています。

「土地境界のみなし確認制度」の導入

土地の境界等を明確にする地籍調査（市町村等が実施）で現地調査等の通知に応答がない所有者がいた場合、周辺の土地も「筆界未定」となり取引が難しい土地になる等の問題がありました。

改正により「土地境界のみなし確認制度」が創設されたことで、現地調査や図面等調査の通知を複数回送付し、届いているにも関わらず所有者から反応がない場合に、筆界案を送付した上で20日以上経過しても意見の申出がなければ、筆界案の確認をしたものとみなして調査を進めます。